

国民健康保険の納付金及び標準保険料額の 平成29年度試算結果について

1 試算の趣旨

平成30年度から都道府県は国民健康保険の保険者となるとともに、財政運営の責任主体となる。その準備行為の一環として、平成29年度に新制度が施行されたと仮定した場合における納付金及び標準保険料額について試算を行う。

2 試算の前提条件

- 制度改革に伴う公費拡充1,700億円のうち1,200億円を反映
- 市町村ごとの医療費水準等の差を反映
- 高額医療費（レセプト1件当たり80万円超部分）を県単位で共同負担

3 試算結果の概要

- 一人当たり納付金額（県平均） 126,802円

医療費水準等を反映した納付金の配分の仕組みに加え、過去に交付された前期高齢者交付金等の精算の影響により、市町村ごとの納付金額に差が生じている。

- 一人当たり標準保険料額（県平均） 113,136円

市町村で取組が異なる保健事業等の事業費、各市町村に個別に交付される公費等により、市町村ごとの標準保険料額に差が生じている。

4 留意事項

- 平成28年度の保険料額は、平成27年度決算をもとに推計したものである。また、市町村独自の財源により、低く抑えている場合がある。
- 平成28年度の保険料額及び平成29年度の標準保険料額には、保険料軽減等に対する公費分が含まれており、実際の賦課状況とは異なる。
- 今回の試算結果は、平成29年度ベースにおける推計であること、国の公費等は試算のための仮置きのものであること等から、大きく変動する可能性がある。

5 参考

- 11月以降、平成30年度の納付金及び標準保険料率の算定作業を行い、来年1月中に決定予定。

一人当たり納付金額及び標準保険料額の試算結果

【試算の前提条件】

平成29年度に新制度が施行されたと仮定し、以下の条件により試算。

○ 制度改革に伴う公費拡充1,700億円のうち1,200億円反映。

○ 市町村ごとの医療費水準等の差を反映。

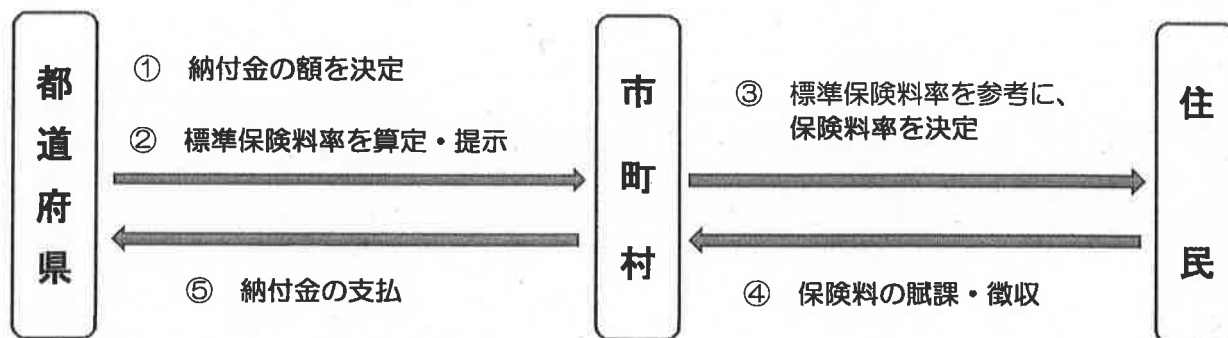
保険者名	平成28年度 一人当たり 保険料額 円	平成29年度 一人当たり 標準保険料額 円	増減額 円	増減率 %	平成29年度 一人当たり 納付金額 円
徳島市	125,239	121,108	▲ 4,131	▲ 3.3%	128,477
鳴門市	122,625	121,622	▲ 1,003	▲ 0.8%	138,551
小松島市	111,595	114,021	2,426	2.2%	129,181
阿南市	109,685	114,598	4,913	4.5%	124,552
勝浦町	117,949	101,390	▲ 16,559	▲ 14.0%	109,792
上勝町	95,091	94,057	▲ 1,034	▲ 1.1%	107,747
佐那河内村	112,885	94,696	▲ 18,189	▲ 16.1%	107,482
石井町	135,760	103,384	▲ 32,376	▲ 23.8%	123,737
神山町	97,552	92,970	▲ 4,582	▲ 4.7%	118,635
牟岐町	107,805	93,705	▲ 14,100	▲ 13.1%	112,109
松茂町	114,284	125,686	11,402	10.0%	132,838
北島町	122,566	109,740	▲ 12,826	▲ 10.5%	113,962
藍住町	111,206	106,170	▲ 5,036	▲ 4.5%	122,075
板野町	115,263	121,019	5,756	5.0%	141,498
上板町	108,538	100,606	▲ 7,932	▲ 7.3%	119,006
吉野川市	105,573	106,471	898	0.9%	123,277
阿波市	117,111	103,592	▲ 13,519	▲ 11.5%	119,009
美馬市	111,302	118,627	7,325	6.6%	140,067
三好市	102,026	92,300	▲ 9,726	▲ 9.5%	122,384
つるぎ町	93,589	101,916	8,327	8.9%	125,722
那賀町	81,581	95,506	13,925	17.1%	117,809
東みよし町	103,382	99,384	▲ 3,998	▲ 3.9%	120,757
美波町	103,179	97,923	▲ 5,256	▲ 5.1%	123,553
海陽町	107,929	103,448	▲ 4,481	▲ 4.2%	118,920
県平均	116,525	113,136	▲ 3,389	▲ 2.9%	126,802

※ 平成28年度の保険料額は、平成27年度決算をもとに推計したものである。また、市町村独自の財源により、低く抑えている場合がある。

※ 平成28年度の保険料額及び平成29年度の標準保険料額には、保険料軽減等に対する公費分が含まれており、実際の賦課状況とは異なる。

※ 今回の試算結果は、平成29年度ベースにおける推計であること等から、大きく変動する可能性がある。

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

※医療分の場合

納付金総額の算定

- 医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等を見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割(被保険者数・世帯数のシェア)と応能割(所得総額・資産総額のシェア)により配分する。その比率は、県の所得水準に応じて設定する。→本県の場合、応益割 1 : 応能割 0.7
- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。

(※)市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

③ 市町村は、県の示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定する。

